

議第42号

三島市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条

例案

三島市公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成7年三島市条例第38号）

の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「三島市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年三島市条例第23号）第4条に規定する上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第6条第3項中「規則に」を「市長が別に」に改める。

第16条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、改正前の三島市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の三島市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士